

阿賀野市選挙管理委員会告示第 13 号

令和4年5月29日執行の新潟県知事選挙における阿賀野市の各投票区の投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

令和4年5月12日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽英

投票区名	投票所を設けた場所
第1投票区	水原小学校（第1音楽室）
第2投票区	福社会館（ホール）
第3投票区	中島集落開発センター
第4投票区	水原中学校（会議室）
第5投票区	コミュニティセンター瓢湖憩の家（集会室）
第6投票区	水原公民館（大講堂）
第7投票区	天神堂公会堂
第8投票区	みどり保育園（遊戯室）
第9投票区	放課後児童クラブ あやめ優誠館（ホール）
第10投票区	大野地営農研修センター
第11投票区	分田農村環境改善センター（多目的ホール）
第12投票区	安田小学校（ランチルーム）
第13投票区	安田中学校（ミーティングルーム）
第14投票区	草水コミュニティセンター
第15投票区	六野瀬営農改善センター
第16投票区	岩野ふれあいセンター
第17投票区	旧大和小学校（体育館）
第18投票区	川手地区集落開発センター
第19投票区	小松集落開発センター
第20投票区	寺社担い手センター

第 21 投票区	保健福祉センター京和荘（多目的ホール）
第 22 投票区	法柳集落センター
第 23 投票区	旧前山小学校（視聴覚室）
第 24 投票区	駒林・五郎巻地区分館
第 25 投票区	京ヶ瀬幼稚園
第 26 投票区	ふれあい会館（多目的ホール）
第 27 投票区	上一分自治会館
第 28 投票区	出湯保育園（遊戯室）
第 29 投票区	大室公会堂
第 30 投票区	神山小学校（体育館）
第 31 投票区	みのり保育園（遊戯室）